

5月24日までにお忘れなく 軽自動車税の減免申請

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方（以下、身体障害者等といいます）が取得し又は所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満の方又は精神障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む。）のうち、次にあげるものについては、一定の要件（障害の程度、使用目的等）を満たす場合は、軽自動車税の減免が受けられます。

- ① 身体障害者等が自ら使用するもの。
（本人運転）
 - ② 身体障害者等の通院・通学のために、身体障害者等と生計を一にする方が運転するもの。（家族運転）
 - ③ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転するもの。（常時介護者運転）
- ※減免を受けるためには申請手続きが必要です。（昨年、減免対象とならなかった方で、昨年の申請内容と変更がない場合は自動更新されますので、申請手続きは不要です。）
- 申請期限 5月24日（木）

4月1日から、第1子・第2子が倍増 児童手当制度が拡充されました

3歳未満児の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、出生順位に関わらず一律月1万円になりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

※今回の改正では、特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円と

なりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

■問い合わせ
福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118



対象となる障害の等級等の範囲または、申請の手続きに必要となるものは市役所税務課 課税係 軽自動車税担当までお問い合わせください。

■問い合わせ
税務課 課税係

☎ 75-2126



	現 行	改 正
0歳以上3歳未満の児童		
第1子、第2子	月額5千円	月額1万円
第3子以降	月額1万円	月額1万円
3歳以上12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童		
第1子、第2子	月額5千円	月額5千円
第3子以降	月額1万円	月額1万円

交換が必要です

水道メーター 交換にご協力を

水道メーターは、計量法により8年に1回交換することになっています。水道課では毎年計画的に、市内のメーターについて交換を行っています。今年度は、20年3月までに有効期限が切れるメーターを対象として、5月の検針日以降に交換を行います。対象のメーターは市が委託した業者が伺い、交換しますのでご協力をお願いします（なお、不在の場合でも交換は行います）。

水道メーターは、市が貸与しているものです。大切に管理してください。

■問い合わせ

水道課

☎ 75-3003



交換に伴い、手数料など個人負担などは一切かかりません。